

## 牛肉骨粉等の鶏豚飼料利用再開について

平成13年9月、国内で初めてBSE感染牛が確認され、同年10月に牛肉骨粉等の飼料利用が禁止されて以来、わが国では様々な対策により安全性を担保してきました。平成21年5月に国際獣疫事務局から「管理されたBSEリスクの国」に認定されたことから、段階的に飼料規制について見直しが行われ、**今回、令和6年10月3日付で牛肉骨粉等の鶏豚飼料への利用が再開**されることとなりました。

## 反すう動物(牛、めん山羊)を飼養する農家さんへ



同一経営で鶏、豚を飼養されている場合、使用段階での混入を防ぐため、以下のことを改めてご確認ください。

- A飼料とB飼料を同時に又は連続して受け入れていない
- 専用の容器又は専用の保管場所でA飼料を保管している
- 牛にA飼料を与える際は専用の器具を使う

## 鶏、豚を飼養する農家さんへ



牛肉骨粉等を用いて飼料を自家配合する場合、牛肉骨粉等を原料とする飼料製造のための**大臣確認**を取得する必要があります。もしも、牛肉骨粉等を用いて飼料を自家配合したい場合は家畜保健衛生所までご相談ください。(レンダリング事業場は、大臣確認を取得していない農家へ牛肉骨粉等を販売できません)

なお、法律改正に伴い、令和6年10月3日～令和7年10月2日までの間に、**同一経営で反すう動物と鶏、豚等を両方飼っている飼養者につきましては、家畜保健衛生所が、巡回調査を行いますのでご協力よろしく申し上げます** (ペット等や動物園等も含む)。

神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 海老名市本郷3658  
電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

県央家保 HP



# 牛肉骨粉の鶏・豚等用飼料への利用再開(※)

(※)牛肉骨粉等のペットフードへの利用についても、併せて再開する。

略号:○:利用可能 ×:利用不可

由来動物		用途	牛用飼料等	馬用飼料	豚用飼料	鶏・うずら用飼料	養魚用飼料
牛※1	血粉、血しょうたん白質	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉	×	利用再開	利用再開	利用再開	○
	めん山羊※1	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×				
馬、豚※2	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×	○	○	○	○
家さん	チキンミール、フェザーミール、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	チキンミール、フェザーミール、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質	×	○	○	○	○
魚介類	魚粉	魚粉	×	○	○	○	○
ほ乳動物、家さん、魚介類	食品循環資源に含まれる動物由来たん白質	食品循環資源に含まれる動物由来たん白質	×	○	○	○	○
ほ乳動物	乳、乳製品	乳、乳製品	○	○	○	○	○
家さん	卵、卵製品	卵、卵製品	○	○	○	○	○
ほ乳動物(牛、めん山羊に限る)、家さん、魚介類	ゼラチン及びビコラーゲン	ゼラチン及びビコラーゲン	○	○	○	○	○

※1 特定危険部位(SRM)及び死亡家畜は利用不可。  
 【牛のSRM】(全月齢)扁桃、回腸遠位部(30か月齢超)頭部[脳、眼など]、脊髓、脊柱  
 【めん山羊のSRM】(全月齢)脾臓、回腸(12か月齢超)頭部[脳、眼など]、脊髓  
 ※2 豚にはいのししが含まれる。